

## 規制改革ホットライン提案事項と検討結果(普通自動車の乗車定員の見直し)

受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
							制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)
27年 10月9日	27年 10月23日	27年 11月20日	普通自動車乗車定員規制見直し	<p>現行10名以下となっております普通自動車乗車定員規制の見直しをお願いしたい。</p> <p>ロングタイプのワゴン車でも現行の普通自動車免許ですと定員10名のものしか運転できず、同じ大きさの車両で規格が定員15名のものは、大型自動車免許が必要となります。弊社では、宿泊客や従業員の送迎などにワゴンタイプの乗用車とマイクロバスを使用しておりますが、運転に携わるもの全てが大型自動車免許を持っているわけではありませんので、15名定員乗用車の普通免許での使用が可能になれば、人員の効率化につながり、非常にありがたいです。</p> <p>現行規制制定当初とは時代も変わり、自動車運転に対するより厳格な意識の変化、技術の進歩による自動車の安全性の向上などにより、定員規制を変更しても事故の増加には、つながりにくいと考えます。</p>	民間企業	警察庁	乗車定員11人以上29人以下の中型自動車を運転するためには中型自動車免許(以下「中型免許」という。)を、乗車定員が30人以上の大型自動車を運転するためには大型自動車免許を受けていることが必要とされており、これらの免許の受験資格として、乗車定員10人以下の普通自動車を運転するために必要とされる普通自動車免許(以下「普通免許」という。)の取得よりも厳格な要件が求められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条、第85条、第96条及び道路交通法施行細則(昭和35年総理府令第60号)第2条	対応不可	<p>マイクロバス等の乗車定員が11人以上の自動車は、セダン型やミニバン型の普通乗用車と比較すると一般的に車体が大きいこと、また乗車定員の多い自動車を運転するにはそれだけ多くの人命を預かることとなることから、より高度な運転技能が求められます。</p> <p>このような理由から、11人以上の自動車を運転するには普通免許より上位の中型免許以上の免許が必要とされているのであり、したがって御提案のように乗車定員の要件を緩和することは、交通安全上適当でないと考えています。</p>